笹島

雅彦

# 安全保障関連法制再考

### はじめに

は、 平和国家としての歩みを着実に進め、 には日中戦争に突入した。戦後、 緩慢とした安全保障上の法整備を一歩ずつ進めてきた。 米同盟の一 を振り返る時期が訪れている。幕末の大政奉還・王政復興の大号 世界大戦 (1939 ~ しかし、 (1867年) 国際環境の激変に伴い、憲法解釈の制約の下、 が国にとって、 世界情勢は現在、 層の強化が求められ、 から明治維新 日中戦争 1945) を挟んで、 さらに急変している。 (1937~1945年)、第二次 歴代内閣 日本は廃墟の中から立ち上がり、 日清・日露戦争を経て、 70年が経過した。 は周回遅れともいえる 前後70年間の歩み 国際貢献と日 イスラム過激 冷戦後に 70年後

派組織

「イスラム国」の台頭をはじめとするテロとの戦い。

ロシ

うえで一歩進んだ法的基盤となる意義を持つ。

構成されている。

それは、

日本の外交・安全保障を的確に進める

盟と、関係各国と連携した戦略的外交、 受できるよう、その基盤となる自由と民主主義の体制を堅持して とめて改正する一括法 和安全法制関連2法」であり、自衛隊法など既存の法律10本をま 2015年9月、 向けた積極的な国際貢献が欠かせない。 政策を構築すべきだろうか。まず、国民が平和と安全、 な海洋権益の主張。北朝鮮による4度目の核実験強行。 アのクリミア半島併合。 派遣を随時可能にする新たな恒久法「国際平和支援法」 いくことが国益上、最重要である。そのためには、 こうした世界秩序の揺らぎを前に、 安全保障関連法が成立した。 「平和安全法制整備法」と、 中国の東シナ海・南シナ海における声高 日本はどのように安全保障 国際社会の平和と安定に 戦後70年の節目となる 政府の呼称は、 自 強固な日米同 衛隊の海外 繁栄を享 の 2 本 で 平

その結果、何が深まらなかった。

で建設的な外交・安全保障論議が国会で進められることはなかっ

何が国益に資する方法なのかという観点から、

冷静

それが国内世論の分断と困惑を招いてきた

メディアの評価は内外を問わず、 権をはじめ、 筋を明示しているものである。 うな国際貢献を果たしていくか、 識の下、 が閣議決定の上、 その法案審議の間、 過去の反省と教訓を汲み取り、 主要国政府から一定の高い評価を得ているが、 公表された。これは、 安倍首相による「戦後70年談話」(8月14 分裂気味である。 連の諸政策は、 わが国の過去・現在・未来の道 今後、 日本がどのような歴史認 国際社会でどのよ 米国のオバマ政 マス 日

対論がクローズアップされ、 外の国会周辺デモに注目するメディアが現れるなど、 入り口論でとどまったまま平行線をたどった。国会終盤では議場 再現として現実のものとなった。 2015年の国会審議は、まさに従来踏襲型の荒れた安保国会の 議」(「中央公論」2014年6月号)として位置付けてきたが、 をめぐる国会審議の混乱について、筆者は「ガラパゴス型安保論 問題点を中心に再度、 ない論理を振りかざして内向きの議論に終始してきた国会審 本稿では、 世界情勢の激変にもかかわらず、国内でしか通用し 吟味する。 法案に対する有権者の理解はあまり 与野党の国会審議は憲法論議の 冷戦時代から続く安全保障問題 感情的な反 議 0

> その原因は、どこにあったのか、 た。 を迎える。 ٥, ١ 通基盤を模索する新たな審議プロセスの樹立に向けた一 点を提示し、 めたい。そのうえで、 2017年には、 法律論争に終始し、 翌2018年は、 有権者の負託に応えることができるよう与野党の共 立法府が機能回復するために留意すべき論 大政奉還・王政復古の大号令から150 現実を踏まえた政策論争とは程遠かった。 明治維新から150年となる。 経緯を振り返りながら分析を進 助とした 日本

# 共通基盤にならない安全保障環境の激変

の真価と進化が問われている。

1

うえ、 主張、 に脅かしている。 の増強を背景に、 化したうえ、ウクライナ東部地域に武装集団を送りこみ、 大国であるロシアは、 るよう批判を受けている。 などから「法の支配」の原則に基づき、 世界秩序は近年、 潜水艦搭載核ミサイル 国際法の順守から逸脱した行動を取ったことで、 東シナ海、 21世紀に入って急速に台頭する中国 大きな揺らぎを見せている。 ウクライナのクリミア半島併合を既成事実 北朝鮮は、 南シナ海における海洋主権を声高に S L B M 4度目の核実験を強行した 「航行の自 の開発を宣言するなど、 依然として軍事 由 は を尊重 日米両国 軍事力 軍事 的

引き続き核・ミサイル開発を進めている。保有するミサイルのう 実戦配備されている ·距離弾道ミサイル 「ノドン」は、日本を射程に収め、

r V

ル・カーイダ」とは異なり、 り、土着勢力とみなされてきた。このため、国際テロを目指す「ア 乱射事件が発生した。「イスラム国」指導部は主にイラク人であ ルニア州で「イスラム国」の過激思想に感化された夫婦による銃 はパリ同時テロが世界に衝撃を与え、 軍事介入し、和平プロセスは複雑化している。2015年11月に を続行している。ロシアもシリアのアサド政権擁護のため独自に リアの国境地帯で勢力を拡大。米国を中心とする有志連合が空爆 ・カーイダ」から分離・派生した「イスラム国」がイラク・ 国際テロとの戦いにおいては、 地域限定型の過激派組織と判断され 同年12月には米国カリフォ イスラム過激 派組織 アア

ターネットを使って組織指導者アブバクル の声明を出し、 国を中心とする有志連合からの空爆を受け始めると、 るわけではない。だが、「イスラム国」 のテロであり、「イスラム国」 この二つの事件は、小集団による「ローン・ウルフ(一匹狼) 世界各地でのテロを呼びかけるようになった。こ 指導部からの直接指揮を受けてい は ・ バ 2014年10月、 グダーディ容疑者 翌月、 イン 型 米

てきた

も脅かされる。

にし、「戦闘地域」を限定しない。 サービス(SNS)を駆使して「ローン・ウルフ ネットを通じて世界に拡散。 な捕虜虐殺を公然と実行する脱国家的テロリズムによる殺戮行為 れは、「イスラム国」 断されつつある。 のテロリストと結びついている。平和と戦争の境界線をあいまい は、前近代性を示している。同時に、殺害場面の動画を、 本も攻撃目標である、と宣言している。 ホーム・グロウン る恐れがあることを示してい 日本もその例外ではない。「イスラム国」はすでに 世界秩序が崩壊すれば、もちろん、日本の安全 (国内派生型)・テロリスト」によるターゲッ がグローバル・テロ戦略へ ソーシャル・ネットワーキン る。 世界秩序は大きく揺らぎ、 世界中が、 無差別大量殺人と、 統 0) (一匹狼)型\_ 制 転換を図って の利 かな 野蛮 分

緊急事態宣言を出した。 テロ行為に対応できる体制整備が必要だと判断したからだ。また、 け 力が法治国家原則に従って行動できるように、 オランド大統領は次のように述べた。 イユ宮殿で演説し、 ればならない」。 パ リ同時テロ事件 従来の憲法上の非常事態条項では対応できず、 緊急事態の延長と憲法改正を議会に要請した。 (11月13日) 続いて、 同月16日、 後、オランド仏大統領は 「テロ戦争に対して、 パリ郊外のヴェ 憲法を進展させな 翌 # 日

符を付けている。

令状なしの捜査や夜間の家宅捜索、潜在的テロリストに移動の制仏議会は、同月20日、改正緊急事態法を成立させた。改正内容は、

限を課すものである。

の例証だろう。 を求めるかは、 国であるからだ。どのような形で同盟諸国に集団的自衛権の行使 配慮によるものとみられている。 洋条約機構 EUメンバー諸国は、その要請に応えている。フランスが北大西 (EU) に対し、集団的自 これを契機に、 (NATO)にまず要請しなかったのは、 その時々の国際情勢と国益判断に左右される一つ フランスはシリア空爆に参加し、 衛権の行使を要請した。 NATOは米国が主要メンバー ۴ ロシアへの 欧州 イツなど 連合

ŋ 降、 こうした姿勢に対し、 領自身が宣言し、 事的パワーは世界で圧倒的であり、超大国の地位が揺らぐもので スラム国」への対応の遅れなどから、 冷戦後の世界秩序の維持を主導してきた米国は、 アフガニスタン、 将来的な軍事費の削減を視野に入れている。 しかし、 世界各地の紛争地帯への介入をためらっている。 もはや「世界の警察官ではない」とオバマ大統 イラクからの兵力撤収に取り組んできてお 米共和党側は、 そのリーダーシップに疑問 オ バ マ政権のシリア、 現在の米国の軍 オバマ政権以 イ

> 秩序をもう一度前に進めることができる、というわけである。 短期的撤収によって最も前進させることができ、そのあと、 る (同誌2015年9・10月号)。米国の長期的外交政策目標は ていることがオバマ外交成功のカギだ」と、高い評価を下してい 険からの引き揚げが必要という認識と相まって、 うした状況認識の広がりと世界のパワーバランスの変化を念頭に んできた自由主義の世界秩序に対する評価と、 長は「バラク・オバマはうまくやっている。 米外交誌「フォーリン・アフェアーズ」のギデオン・ロ 介入の風潮が強まっている。 その一方、 米国内の世論も内向き傾向を示し、 米共和党からの痛烈な批判 米国が過去70年間育 誤って導かれた冒 全体像を把握し 国際問題 ーズ編 の一方、 世界 。 の そ

す国や破綻国家が誤解や誤算に基づく紛争をもたらすことになりなってきたからである。そこに疑念を生じると、現状変更を目指がある。というのは、それが各地域の勢力均衡を維持する前提と同盟諸国は米国が国際介入を継続・維持することを勧奨する必要同盟諸国は米国の同盟諸国にとって、最低限の必要条件である。

安全保障環境が激変してきていることを理解する必要がある。

日本の場合、日米同盟の強化が北東アジアのパワー・バランス

かねない。

を維持するうえで、死活的に重要である。

日本の与野党がこうし

作ったといえる。 ろう。民主党の硬直的な国会対策戦術が不毛な国会論戦の端緒を できる。法案修正などで与野党の妥協が生まれる余地もあっただ 基づき、対案を準備すれば、 の余地はなくなる。野党側が安全保障環境に関する共通の認識に する範囲内である」として防戦にまわり、 ら入ってしまった。こうなってしまうと、政府側は「憲法の許容 を「立憲主義に反する」「憲法違反である」として、憲法論議 党第一党の民主党は、 政策論議の基盤となったはずである。しかし、野党側、とくに野 た安全保障環境の激変を的確にとらえ、 安倍政権との対決を優先し、まず、 建設的な外交・安全保障論議が期待 認識を共有していれば、 ガードを固くして妥協 政府案 か

安倍政権側の法整備に関する準備はどうだったのか。

## 2 外交・安全保障政策の進展

### (A) 安倍外交4つの特徴

の4点に集約できる。 の4点に集約できる。 の4点に集約できる。

第1は、戦略的思考に基づく外交である。第一次安倍内閣

ナーとして手助けしていこうという構想である。 まる外交」として位置付けられた。これは、自由と民主主義、人 を重視していこうとする外交である。麻生太郎外相(当時)は、 に加えて「自由と繁栄の弧」を形成する外交活動を示した。 これは、北東アジアから中央アジア・コーカサス地方、トルコを になりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」と位置づけ、民 でるりと取り巻く新興諸国を「自由と繁栄の弧」としても伴走ラン ナーとして手助けしていこうという構想である。

(NSS)」制定後は、国際協調主義に基づく「積極的平和主義」本的な外交・安全保障の考え方を内外に示す「国家安全保障戦略る外交」として継承・発展した形になっている。さらに、国の基第三次(2012年12月~現在)の内閣では、「地球儀を俯瞰すこの時の外交構想はわずか1年で途切れたが、現在の第二次、

である。これを基本理念として、①日米同盟の強化②わが国の能としてもこれまで以上に積極的に貢献していきたいという考え方示したものといえる。世界の平和と安定、繁栄のために、わが国これは、アジア、そして世界の中における日本のビジョンを提

を基本線として唱えている

(2006年9月~ 2007年9月)では、「価値観外交」「主張

軍縮・ 強化、 推進、 その具体例としては、 問題への対応と「人間の安全保障の実現」、 ナーとの外交・安全保障の強化 という10項目を列挙している エネルギー・環境問題への対応、 不拡散、 国際テロ対策における協力、 国連平和維持活動 国連外交の 強化や「法の支配」 (PKO) など国際平和協力の 普遍的価値の共有、 を政策の三本柱としている。 人と人との交流の強化 自由貿易体制 0) 地球環境 の維持 強 核 境

力

役割

0 強化

拡大③

国際社会の平和と安全のためのパ

1

1

諸

中 には、 日 なって現れる。 られることだ。それは、 -韓両 韓関係は極度に悪化しており、 第2には、 !国との関係改善に心を砕くことになる 古典的リアリズムに基づく外交政策を遂行している、 安倍政権の外交行動をつぶさに見ていくと、 民主党の野田政権を引き継いだ段階で、 勢力均衡と国益を重視する外交行動と 安倍政権は首脳交流が途絶えた 日中関係 実質的 とみ

組みをアピールするものだろう。

領との 首相 の国 まずはベトナムなど東南アジア3か国を最初の外国訪問国に選び、 いて日米同盟の強化を図っていった。 その過程では、 ü .有化を契機に悪化していった日中関係をにらみながら、 個人的信頼関係を築きながら対露外交を推し進めた。 中 ・国を取り巻く周辺諸国を歴訪し、 地球的規模のパワーバランスに配慮しながら、 野田政権による尖閣諸島 ロシアのプーチン大統 台頭 安倍

> 米印、 予算案では、 と17年ぶりに増額に転じた。これは、5月下旬の主要国首脳会議 破し、政府開発援助 国益と国際公益の整合性を図ろうとしており、 する中国 インド、 (伊勢志摩サミット) で、 国との 日米豪の3か国関係を軍事、 豪州との関係強化を意識的に進め、 関係強化を図ることは、 のパワー外交を前に、それとのバランスを取るため周 防衛費が1・5%増の5兆541億円と5兆円を突 (ODA) 予算も1・8%増の5519億円 議長国として采配を振るう日本の取 きわめて自然である。 経済の 両 価値観を共有する日 面から 2016年度国家 進展させた。

国 を呼んだ。 を招き、在日米国大使館が「失望」を表明するなど、 のがその表れだ。また、首相在任中の靖国神社参拝 の脱却」のために憲法改正や教育改革を進めるよう主張している 12月)を実現した。ただ、この行動は中国、 .の新聞・テレビを通じて日本批判を展開し、 第3の特徴は、 この参拝を契機に中国政府は在外公館を通じて主要各 政治信念に基づく行動で、「戦後レジー 韓国などの強 広報外交 (2013年 内外の波紋 -ムから い反発

0) 日 Z

( 8 月 14 玉 丙

ならず、

IJ

ック・ディプロマシー)

強化の必要性を痛感させた

戦後70年に当たる2015年1月から8月までの間

世界から注目を集めたのは、安倍首相の談話

のか、 メディアは戦後50年当時の 戦後70年を迎えて安倍首相がどのような歴史認識を示す 「村山談話」の文言との比較に

る。 改定を通じて関係強化を図った祖父の岸首相 してきた。これは、 人)以来の外交遺産を引き継いでいるからだろう。 第4の特徴は、 1993年の初当選以来、 安倍首相の米共和党に対する個人的親近感であ アイゼンハワー大統領 安倍首相は米共和党との絆を重視 (共和党) と60年安保 (いずれも当時、 日本の政治家 故

次内閣発足以来、 されている安倍首相の立ち位置は微妙となる。安倍首相は、 極化」と表現されるほど激しさを増しており、 現在のオバマ政権 最初の訪米時の講演で、「ナイ・アーミテージ (民主党) 時代は二大政党の対立が「分 共和党支持とみな 第二

政権との関係では強みにもなり、

弱みにもなる

米共和党と関係の深い安倍首相の二人ぐらいである。これは、 強化してきたのは、米民主党と関係の深かった故・宮沢元首相と、

米

で、二大政党制である米国の民主、

共和どちらかの政党と関係を

揮し、 補、 な人材を得たことによって、 務次官を初代局長に据えた。 その事務局として国家安全保障局を設置し、 外務省出身)、高見澤将林局次長 国家安全保障戦略にうたわれた「積極的平和主義」 外交・安全保障政策の調整機 同局は兼原信克局次長 同 防衛省出 谷内正太郎 (官房副長官 は政 ら多彩 能を発 ・元外

野で分断されてきているが、 米国内の党派対立の影響で、

幸い、

対日政策については超党派外

ループと関係を強化してきた。こうした努力と配慮は重要である

米外交政策は中東政策など様々な分

報告」に言及するなど、

米国

における超党派の対日

政 **以**策形

成

なっていない。 が、この3年間 大統領と、 交が今なお生きている。 個人的な信頼関係を築くのは容易ではないとみられ の 百 米同盟強化のプロセスにおいては、 実務主義を標榜し、 肌合いの違うオバ

### $\widehat{\mathbb{B}}$ 安全保障政策の 刷新

安全保障政策は、

世界と周辺地域の安全保障環境の分析に始

り、 策を整理するため、 国益を考慮しながら対応策を検討することになる。 この3年間における安倍内閣の安全保障政策 連 0) 政

を時系列的に列挙してみよう。

となっている。安倍内閣の場合、 は、 会合」に出席している 障政策の司令塔として「日本版NSC」の機能を持たせた。これ 政権発足1年後に、従来の国家安全保障会議を改編し、 首相、 官房長官、 外相、 防衛相による「4大臣会合」 麻生副総理兼財務相も「4大臣 が中核 安全保 登板した安倍首相は、

2012年12月の政権発足以降

この3年

といえるだろう。その具体的成果は表のようになる。

間で安全保障関連の枠組み作りを進め、

一定の成果を挙げてきた

が図られてきた。 識的に進められ、「日本版NSC」内部と各省庁幹部の合意形成内の各省庁に浸透していく。また、主要幹部の間の情報共有が意

行き詰まりを見せてきた日中、日韓関係の改善を目指すうえで、 一行スラム国」による日本人2人の人質事件や、パリ同時テロに 「イスラム国」による日本人2人の人質事件や、パリ同時テロに 「イスラム国」による日本人2人の人質事件や、パリ同時テロに

3内閣まで1年ほどで寿命が尽きる六つの短命政権が続いた。再の変更をめぐって、自民、公明両党による合意形成以降、安保関の変更をめぐって、自民、公明両党による合意形成以降、安保関の変更をめぐって、自民、公明両党による合意形成以降、安保関の変更をめぐって、自民、公明両党による合意形成以降、安保関の変更をめぐって、自民、公明両党による合意形成以降、安保関の変更をめぐって、自民、公明両党による合意が続いた。再

を作成し、「日本版NSC」における政策判断に生かしていくこ この機関において対外情報の収集・分析・加工を経て情報評 サミットの警戒に当たることになるが、引き続き2020年の 中東、アフリカ、南アジア、東南アジアまでで、朝鮮半島や中 とが必要だ。パリ同時テロを契機に、「国際テロ情報収集ユニッ 対外情報機関の設置を検討していくべきである。 来業務ともいえる中長期的戦略構想を練っていくことになろう。 保障関連法案に取り組んだ第二段階に続いて、 について言えば、 京五輪に向けて組織を拡充していくことが肝心である など北東アジアは含まれていない。まずは、 ト」(外務省・内閣情報調査室併任) 定する必要がある。 したに過ぎない。 そのため、今後は情報共有システムの円滑化を図るとともに、 安倍政権はこうした成果を挙げてきたが、 国家安全保障局における中長期的戦略構想を策 残された課題はあまりに多い。「日本版NSC」 日中、 日露関係に取り組んだ第一段階、 が誕生したが、 5月下旬の伊勢志 まだ第一歩を踏み出 第三段階では、 首相の指示の下、 担当区域 安全 価 本 菌 は

では、南西諸島(与那国島、石垣島、宮古島、奄美大島)での陸その第一歩として、次期中期防衛力整備計画(2019~23年)また、安全保障関連法を的確に運用していくことが重要である。

自配備計画を着実に進めることだ。

表

(2013年12月)

特定秘密保護法成立

局設置

国家安全保障会議の改編 (日本版NSC) 国家安全保障

国家安全保障戦略制定 「国際協調主義に基づく積極的平和

(2014年4月

・防衛計画の大綱策定

主義

・防衛装備品輸出原則制定=武器輸出3原則の改定

(2014年5月

安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会 懇・柳井俊二座長) 報告書提出 (安保法制

(2014年7月

・集団的自衛権の限定的行使を容認する政府見解を閣議決定

(2015年2月)

(2015年4月) 開発協力大綱策定=政府開発援助 O D A 大綱の見直し

日米防衛協力のための指針

(ガイドライン) 策定

ワシントンで日米首脳会談=日米同盟強化を確

安倍首相が上下両院合同会議で演説=日米同盟は 「希望の

同盟

(2015年5月

・自民、公明両党が安全保障関連法案について正式合意 政府が法案を閣議決定し、 国会提出

(2015年8月

20世紀を振り返り21世紀の世界秩序と日本の役割を構想す るための有識者懇談会(21世紀構想懇談会・西室泰三座長)

報告書提出

(2015年9月 戦後70年首相談話

安全保障関連法成立

(2015年10月

環太平洋経済連携(TPP)協定大筋合意

14

力行使ができる-

としている

他に適当な手段がない③必要最小限度の実力を行使する場合に武

## 3 安全保障関連法制の意義

動など集団安全保障にかかわる分野の任務という二本柱から成る。集団的自衛権の限定的行使を認めたことに伴う自衛隊の実力行使条団的自衛権の限定的行使を認めたことに伴う自衛隊の実力行使をとく保障関連法が2016年3月から施行されると、何が変わ

# (A) 集団的自衛権の限定的行使の場合

ら覆される明白な危険がある②存立を全うし、 立が脅かされ、 が国と密接な関係にある他国への武力攻撃が発生し、 直接攻撃されていなくても、 利が危険にさらされる場合を「存立危機事態」と規定し、 示したもので、安全保障関連法に明記されている。それは、 前者は、 武力行使の新3要件は、 武力行使の新3要件に基づき、 国民の生命、 自由、 米国などと一緒に相手国に反撃でき 集団的自衛権の限定的行使の条件を 及び幸福追求の権利が根底 日本の存立や国民の権 国民を守るために わが国 日本が ① 我 1の存 か

日本政府の立場である。

水中の危険物から民間船舶を防護し、安全な運航を確保すること シナ海の機雷掃海に派遣する可能性はゼロとは言えない。これ としては可能だ」と答弁し、適用に含みを持たせた。 員会で、「(自衛権行使の)新3要件に合致する場合は、 安全保障法制相 立危機事態」になるかどうか、審議が積み重ねられた。 と位置付けた。ただし、これだけでなく、南シナ海での紛争も「存 が目的で、性質上、あくまでも受動的かつ限定的な行為だ」 湾・ホルムズ海峡の機雷掃海については、 応する。 態」と認定される。こうした場合の米艦防護は集団的自衛権で対 戒中の米艦船が攻撃される明白な危険がある段階で「存立危機事 同対処するケースなどを想定している。 (2015年5月26日・衆院本会議)として、 例えば、 国会審議で焦点の一つとなった有事におけるペルシャ 朝鮮半島有事の際、 (防衛相) は6月5日の衆院平和安全法制特別委 自衛隊と米軍がミサイル防衛で共 邦人輸送中やミサイル警 安倍首相は、 海外派兵の「例外」 自衛隊を南 中谷元・ 法の理論 「実態は

その適用範囲として日本周辺以外も対象となり、安倍首相は中東の輸送に加え、弾薬の提供や軍用機への空中給油も可能となった。影響事態」では、従来の周辺事態法で認められてきた武器・弾薬また、自衛隊による米軍などへの後方支援が可能となる「重要

とインド洋を可能性として挙げている。

が可能となる。このため、 等防護」が適用されるのは、 衛できるようになる。 日本を守る米海軍の艦船を有事のみならず、平時から自衛隊が護 が挙げられ、 ①共同訓練②情報収集・監視及び偵察(ISR)活動③後方支援 ながる活動」をしていることが、条件となる。 を米軍などの外国軍の装備にも拡大するものである。この「武器 ある場合、 護」は、 衛隊法95条) と米軍との 铺 [的自衛権には当たらない平時における米艦防護など自衛隊 通信設備から艦船まで自衛隊の装備が破壊される恐れが 自衛隊が武器を使って守ることである。その防護対象 連携を強化するため、 米軍だけでなく、 の対象を拡大することも盛り込まれた。 今後は日米相互で守りあう共同 自衛隊と連携して「日本の防衛につ 豪州軍なども対象となる。 自衛隊法の 一武器等防護 具体例としては、 パト 「武器等防 iп 海自は 1 自 ル

に行って日本人の救出作戦に参加できるようになった。これは、 在外邦人の保護措置として邦 人輸送に加え、 陸 自は 他 玉 強固なものとなることが期待される

が可能としたことを法的に裏付けるもので、

(ガイドライン)で、

平時から日米双方の「アセット防護」

日米防衛協力が

層

い、とみられる。こうした活動領域は、新日米防衛協力のための

現実のオペレーションで適用範囲は広

かもしれない。

ほとんど使うことはないかもしれないが、

訓練、 という双務的な武器の使用基準が適用される。 変わらないようにみえる。 の日米同盟の機能面における強化によって、長期的な安定に資す 垣根を取り払って行うことができるようになり、 直接的な影響があるわけではない。ただ、 の事態に対する法制は今回、 ら、その機能と適用範囲を押し広げた格好である。 たに加わる任務は極めて限定的であり、 こうしてみると、 情報収集・監視及び偵察(ISR) 集団的自衛権にかかわる分野では、 従来の周辺事態法の大枠を維持しなが 盛り込んでおらず、 表面 活動、 平時から日米間で共同 的には現状とあまり こうした平時から 尖閣諸島問題に 「アセット防護 後方支援業務が グレーゾーン 実際に新

### $\widehat{\mathbb{B}}$ 国際協力活動の場合

るものとなるだろう。

この活動分野は現実に実施される可能性が高 は異なる有志連合による人道復興支援などへの参加を新たに認め 関連法の 議では、 後者は、 あまり取り上げられてこなかった分野である。 部である改正PKO協力法では、 積極的平和 主義に基づく国際貢献拡大の分野である。 国連主体 しか の P K O と

必要な場面も出てくる

| 〇協力法に盛り込まれた。

具体的には、

国連総会や国

また、

改正船舶検査活動法では、

玉

[際的な船舶検査活動

が

可

国連

組織、 連安 が改

第2に、

国連が直接関与しない

「国際連携平和安全活動」

み、

ゃ

る必要があるもの

とされる

保理、 正 P K

経済社会理事会の決議による人道支援活動や、

専門機関による活動、

欧州連合

(EU) などの国際機関による活

る。 武器使用」を認められたことは大きい。 よび武器等防護のための武器使用」だけでなく、 を可能とする。 PKOや人道復興支援での「駆けつけ警護」 自 「衛隊の武器使用権限として、 これによって、 や 「任務遂行型 「自己保存お 「安全確保活 自衛隊の 0)

業務が拡充される可能性があるからだ。

員 は拡大しているといえるだろう。 遣組織の数が増大している。文民の保護のために武器使用の基準 紛争下の文民の保護など多様な任務が与えられ、 人権、一 事者の停戦・撤退監視などの伝統的な任務に加え、 付けており、 判断される限度で、 まで容認されている。 に見劣りする。 解除・社会復帰 ただし、武器使用の水準は依然として、 「法の支配」などの分野における支援、政治プロセスの促進、 他の参加国とは落差がある。 国連PKOでは、 武器を使用することができる」という条件を D D R これに対し、 や司法制度改革 戦術レベルで本格的な武器使用 日本は PKOは近年、 国連PKOの国際標準 「事態に応じ、 S S R 規模の大きい派 武装解除 紛争当 必要と 選挙、 動

> 動 が含まれる。

その都度、 わが国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与す 社会が国連憲章の目的に従い、 び安全を脅かす事態であって、②その脅威を除去するために国 共同対処事態」と呼ばれるものだ。これは、 前に国会の事前承認が必要となる。こうした活動は、 恒久法として整備し、 洋での洋上補給が念頭にある。これまでは、 軍への後方支援を可能とするものだ。 新法の国際平和支援法は、 自衛隊の海外派遣が論議されてきたが、 切れ目のない迅速な活動を目指す。 国際的な紛争などに対処する多国 共同して対処する活動を行 対テロ ①国際社会の平和 特別措置法によって 戦争におけるインド 今回、 国 際平 派遣 新たに (3) 際 及 和 0

そのためには、 動基準の策定と、 「安全確保活動」に取り組む最初のケースになるとみられる。 南スーダンのPKOに派遣中の陸上自衛隊が 閣議決定することが必要だ。武器使用について定めた部隊 部隊派遣の前に、 それに基づく訓練も行わなければならない PKO実施計画に任務を盛り込 「駆けつけ警護」

米英などで構成する「CTF151」 となる。 現在、 日本の海上自衛隊は、 の実働部隊として参加し、 ソマリア沖のアデン湾で、 海賊

視 な 1. 忕 も参 Š 処 が 行 大量 加 動 小さな できる 破 当 壊 るよう 兵 歩に過ぎな 器 V) 0 る。 な 拡 چ ک 散 改正法 を  $\mathbf{H}$ 阻 本にと 止 す は á 0 多 7 国 重 ħ 籍 要 軍 加え な 部 段階 隊 CTF150 7 ッ 口 を監

0

7

C

 $\overline{\zeta}$ 

テ

ガ ラ パ ゴ ス 型 論 議 0

4

弊 害

論 本 偏 0 n 玉 が 会に ち だ ぉ it 0 た。 る安全保 それ は 障 冷 論 戦 議 時 は 代も ħ. 冷 ま 戦 ゔで、 後 Ł 政 あ 策 ŧ 論 n ょ 亦 n Ł わ 法

「平和安全法制」の構成

### 整備法

(一部改正を東ねたもの) 平和安全法制整備法: 我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等 の一部を改正する法律

1. 自衛隊法

状 府

況

げ 論

t

W

0

た。

まさに、

実離

L

戦

を

ŋ

広げ

解

釈

か

軸 有 0

争 V

を

積 が、

Z

重

ね、

神学論 行使

争

بل

b た論

揶

揄さ

れ 従 衛 権

る

玉 0 を

会

る

ガ を

**グラパ** 作り

ゴ ŀ

ス型安保

論

議

が

繰

ŋ

返 現

心され

てきた n 的

自

衛

権

概 0

念を必

要以

ŀ.

峻 国とは

舠

Ĺ

本

は

集

铺

権

国 可

法

E

じて

る

憲法・

上

できな Н なり

(V

ع

V 的 自

う

来

政

こなかった。

国 衛

[会審

は

憲法 否と

Ŀ

合憲か、

違 府

憲か

لح

13

・う憲

法

が中

心だ

そ

0 議 動

際

外

異

個

別的

衛 自

بإ

集

観 衛 激 7 律

覧点か

自

隊

Ĥ

0

可

いう大きな政

0

政

策を

剕

断

L V

新たな任

務を付与するとき、

玉

.益に資するかどうかと

う 自

突を 隊に

演

H

す そ

るうえで重

|要な論争点になってきた。

0) か

ため

Và

な

11

Ò

時

々

0

法

公案が

憲法違

反に当たるかどう

が

Ġ.

耶

党

- 国際平和協力法
  - 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律
- 3. 周辺事態安全確保法 → 重要影響事態安全確保法に変更 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律
- 4. 船舶検査活動法

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

- 5. 事態対処法
  - 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和及び独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律
- 6. 米軍行動関連措置法 → 米軍等行動関連措置法に変更 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律
- 7. 特定公共施設利用法
- 武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律
- 8. 海上輸送規制法

武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律

9. 捕虜取扱い法

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律

10. 国家安全保障会議設置法

### 新規制定(1本)

国際平和支援法:国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力 支援活動等に関する法律

新聞 思いませんか」との問いに対し、「十分に説明している」13%、「そ 内容について、 うは思わない」82%、 ない」11%だった。続けて、「政府・与党は、安全保障関連法 との問 保障関連法が成立したことを、 よると、「あなたは、 ない状況が生まれた。 の憲法論争に終始。 弊を打ち砕く絶好の機会だった。しかし、現実には、 !の世論調査も同様の傾向を示した。 法律は成立したものの、 いに対し、 国民に十分に説明していると思いますか、そうは 「評価する」36%、 衆参合わせて計215時間の審議時 集団的自衛権の限定的な行使を含む、 「答えない」5%という結果だった。 同法成立後の読売新聞世論調査 評価しますか、 国民の理解が進んだとはいいきれ 「評価しない」54%、「答え 評価しませんか」 相変わらず ① 月 間が費や 安全 他の 0

の理解も今一つ深まらなかったのではないだろうか

今回の安全保障関連法をめぐる国会審議は、こうした過去の悪

玉 民の理解が深まらなかったのはなぜだろうか。

にかかわる自衛隊法改正などのほか、 既存の自衛隊法など一部改正案10本を一本化して「平和安全整備 とした。ただ、一部改正案の中身は、 法」としてまとめ、 安全保障関連法の構成が複雑すぎたことである。政府提出法案は 府・与党側に当てはまる三つの理由が考えられる。第1に、 新規立法の 「国際平和支援法」との2本立て 集団的自衛権の部分的行使 国際協力分野の国連平和維

が

持活動 いが、その分、 際協力分野の論点が十分、 いる。 民党側の譲歩が目立った。名目的な部分が多かったのかもしれな 権の行使を限定容認する新政府見解の閣議決定(2014年7月 1日)をめぐる自公協議以来、 集団的自衛権にかかわる改正案ばかりに焦点が当たり、 P K O 法案の組み立ては複雑化した。この点で、 協力法改正案、 議論されたとは言えない。 法案作成過程で公明党に対する自 船舶検査活動法改正案も入って 集団的自 衛 国

もちろん、国民にわかりやすく必要性を説明しようという意欲か し前の日米防衛協力のための指針 ていないため、米軍に頼らざるを得ない場合もある。 が現在、日本の自衛隊による韓国領域内における邦人救出を認め ら、選んだケースなのであろう。朝鮮半島有事の場合、 したために、かえって細部の疑問点を突かれてしまったことだ。 を援護するケースなど、 (NEO) における日米協力を明記し、 制定された当時、 第2に、米艦船に乗船する邦人の救出のため、自衛隊が米艦船 朝鮮半島有 かなり極端な事例を用いて説明しようと 事 (ガイドライン) (1997年 の際の その後 非 の外 戦闘員 今回の見直 退 韓国政府 避活

確かに日

本側にとってメリットのある話ではある。ただ、安全保障環境の

合(2プラス2)で協力推進を確認してきた。これは、

相

防

衛 相

側 する理解を深めてもらったうえで、 と受け入れやすかったのではないか、 激変を理由に憲法解釈の変更に乗り出す以上、ざっくりと日米の 互防 0 取り組み姿勢をアピール 衛協 力の 必要性を正面から訴えるほうが有権者にすんなり すれば、 日 そのリンケージを把握しや と思われる。 |米同盟強化の必要性と日本 国際情勢に対

すかったのではないか。

であろう。 田元・自民党憲法改正推進本部長の責任を問う声が出たのは当然 推薦は れる状況となり、 づいた。2014年7月1日の閣議決定の合憲性も改めて論議さ れによって、政府・与党側は防戦に追われ、 3人の憲法学者が、 における失策である。 第3は、 「人選ミス」だとして、 船田氏は通常国会終了後 衆院憲法審査会 合憲・違憲の論議が活発になった。長谷部氏の 安保関連法案を「憲法違反」と主張した。こ 自民党推薦の長谷部恭男・早大教授を含む (2015年6月4日) 衆院憲法審査会筆頭幹事である船 の改造内閣 野党側が一気に勢 ・党役員人事に合 の参考人質疑 e V

5 立憲主義の意味

わせ、

同本部長を退任した。

一方、民主党側は、第二次安倍内閣誕生以降、集団的自衛権

0

平和主義を軽んじている」と声を張り上げた。 主意書を提出。 行政刷新相) 議の代表質問で、 行使をめぐる憲法解釈の変更について、 は許されないものであり、 る」と、 批判してきた。 は、 「国家権力側が意図的に憲法解釈を変更すること 海江田代表 同年2月下旬、 例えば、 V いては立憲主義を根底から破壊する (当時) は 安倍首相の憲法認識を問う質問 2014年1月28日、 「それは立憲主義に反 「安倍首相は立憲主義と 蓮舫参院議員 衆院本会 (元

の置き方が違う。 その意味するところは多種多様で、国によっても、それぞれ力点人々にとって、とても分かりにくい言葉だ。憲法学者の間でも、なぜ、立憲主義という言葉を使うのだろうか。これは一般の ものとなる」と詰問した。

そうで、 と結びつけようとした。 年4月から早稲田大学教授に転任) る。 る普遍的価値を示すものなのに、 ニークなアプロ 憲主義の観点から平和主義をとらえ直すという、 それなのに、 今から10年余り前、 法曹界、 政界流行語のように使われているのには ーチを示した。 政界でも関心を集めた。 お 東大法学部の長谷部恭男教授 経い ふつう、 テーマだが、 日本独特の が新書を発刊。 立憲主義は人権を保障す 平和主義 約3万3千部売れた 当時としては その中で、 (憲法9条 2 0 1 わ ij が 立 ユ あ 4

立憲主義論争で長谷部教授の後ろ盾になった。

憲主義に反する」と言っておくと、安倍政権に対し、野党として

そこへ、民主党執行部は乗っかったわけだ。とりあえず、「立

批判してきた。安保法制懇が本格的に議論を再開する2013年 釈変更のみならず、憲法9条改正を阻止するうえでも当てはめる また、長谷部教授と師弟関係にある樋口陽一・東大名誉教授も、 説で批判を展開、 ごろから、朝日新聞はこの長谷部説に同調し、「憲法によって権 最近の安倍政権の動きに対して、「立憲主義を否定するもの」と、 ことのできる論理建てである。こうした立場から、長谷部教授は 的なブレーキ役を果たすことになる。これは、集団的自衛権 ながら、政府・与党が次のステップに踏み出すことに対して理論 る。この考え方は、現状の自衛隊のあり方を容認する姿勢を示し という立憲主義を保障する機関として内閣法制局を位置付けてい た。また、長谷部教授によると、 を占める憲法学界にあって、一歩踏み込んだ主張として注目され を「合理的自己拘束」だとして擁護した。これは、 主義でなく、「穏和な平和主義」を唱え、 力を縛る立憲主義の原理をないがしろにするもの」などとして社 長谷部教授のインタビュー記事を多用してきた。 憲法で政治権力を制約する 自衛権を巡る政府解 護憲派が主流 の解 釈

正派の国会議員が混在しているからだ。は、旧社会党系や護憲リベラルなどの護憲派と、保守系の憲法改派なのか、憲法改正派なのか、明らかにしなくても済む。党内に批判的なポーズを示すことができる。そのうえ、自分たちが護憲

この本の中で、

長谷部教授は実力防衛を完全否定する絶対平和

# 立憲主義と憲法9条――分かれる見解

6

法の支配の原理と密接に関連する」と位置付けている。法の支配の原理と密接に関連する」と位置付けている。 その趣旨は、はない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義とれず、1789年のプランス人権宣言第16条「権利の保障が確保されず、1789年のプランス人権宣言第16条「権利の保障が確保されず、1789年のプランス人権宣言第16条「権利の保障が確保されず、はない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。そのうえで、この「立憲主義思想ははない」に規定されている。と位置付けている。

との関連では論じていない。

『紀末のフランスでは、

専制君主の権力を制限することが目指さ

もともと、人権宣言が制定された18

以降、 れている。 を発表するなど、 法の専門用語が人口に膾炙した。安全保障関連法が成立した際 聞とタイアップしたことにより、 ということになるだろう。 考え方に分かれる。芦部氏の教科書を補訂している高橋和之・明 考え方と、平和主義の理想を掲げる憲法9条を守るべきだという すぎており、立憲主義が空洞化するので憲法改正すべきだという 憲主義は、 障が課題となり、 会制民主主義が確立した欧州では、 れていたという時代状況を把握しておく必要がある。その後、 治大学教授は、立憲主義と9条問題の関係について、このように いて、対立する二つの考え方がある。憲法9条が現実とかけ離れ 二分類している。その分類法に従えば、長谷部説は後者に属する(:) ·弁連が「憲法の立憲主義の基本理念に違反する」との会長談話 同時に、 歴史の様々な変遷や主要各国の憲法制定を経て、現代の立 多義的であるが、その重要性を否定する者はいない。(5) 日本国内の議論では、 違憲審査制を備えるようになった。18世紀後半 同法に反対する運動母体の間で、 長谷部説は一学者の意見だが、 憲法9条と立憲主義の関係につ 最近3年間で立憲主義という憲 議会の立法権に対する人権保 幅広く使用さ 朝日新 議

> も映る。一方、一般国民の間では、「立憲主義に反する」という 異様な国会風景である。 本人に対する拒否反応を示したりする程度である 争につながるのかもしれないという不安感を抱いたり、 していない。 のはどういう意味なのか、 家たちが一様に「立憲主義に反する」と唱えているのは、 的である立憲主義について、法案に反対する野党議員や法律専門 スローガンとして利用しているのかは判然としない。 しているが、それをそのまま受け入れて唱えているのか、 ただ、長谷部説は、 野党議員が連呼しているので、 政治哲学を交えたかなり複雑な論理を構築 言論封殺のための政府批判運動のように 抽象的すぎてわからず、さっぱり浸透 法案成立が何か、 安倍首相 とても 単なる 戦

事例と言える。 言葉なのだ、ということがわかる。民主党のご都合主義を示す一言葉なのだ、ということがわかる。民主党のご都合主義を示す一主党にとって、立憲主義はあいまいかつ多義的で、とても便利なこうしてみると、憲法をめぐって党内の意見がまとまらない民

### 7 論法への疑義

起きている。この点について、大石真・京大教授は、「野党は憲立憲主義を振りかざす論法には、憲法学者らからも強い批判が

ところが、

集団的自衛権の部分的行使を認める政府見解

抑制しなければならない』という主張は、政治家には存在価値が 義の議論は不毛だ」と指摘している。 ない、と自ら言っているようなものだ。国民が選挙で投票するの 法の役割は、 法解釈変更を『立憲主義を覆す』と批判しているが、そもそも憲 権力を作り、議院内閣制を確立するためなのだから、立憲主 正しい形で政治家に権力を与えることだ。『権力を

どうかであろう」と警告している。 は、 が問題とすべきなのは、憲法が統治者の行為を制限できているか のかはよくわからない」と辛口批評したうえで、「憲法学の役割 『立憲主義に違反する』と批判することにどのような意味がある また、九州大学の井上武史准教授は 統治者に立憲主義を守らせることではない。むしろ、憲法学 「憲法学が統治者の行為を

ず、その後の憲法改正論議を封じ込めるための便法として、 主義を持ち出しているのではないだろうか。長谷部教授は、 ない。安全保障関連法にかかわる憲法解釈の変更を全く受け入れ て擁護してきた 自衛権を巡る内閣法制局の従来の見解を「合理的自己拘束」とし 論として憲法解釈の変更はありうる、としている。また、集団的 こうしてみると、長谷部説を一方的に鵜呑みにすることはでき 立憲 一般

> 「合理的自己拘束」を満たしているといえるのではないか。 制局長官たちが法案に反対論を唱えていたとしても、現職の長官 が自身の組み立てた論理として擁護しているのである。 合憲であるとの立場から横畠長官は答弁した。長谷部説にいう 解と法案の骨格作りに関与している。通常国会においては法案が 後任の横畠裕介長官らが武力行使の新3要件を盛り込んだ政府見 が積み重ねられた経緯がある。 内閣法制局の小松一郎長官 (故人)、 日)と陳述した。 安全保障関連法については集団的自衛権を行使するという点で 「違憲である」 (衆院憲法審査会参考人質疑・2015年6月 (2014年7月1日)については、「立憲主義に反する」と訴え、 自公協議に政府の国家安全保障局、 政府見解とその後の安全保障関連法作成過程で 内閣法制局も交えて議論 元法

は、

ない。 取り換えても意味はない」と、故・小松長官の登用を批判する。 顧問だ。内閣法制局の憲法解釈が気に食わないからと、 よいのである。 制局、参院法制局を活用して独自に法案の憲法解釈を吟味すれば しかし、それであれば、国会は衆参両院の法律顧問である衆院法 この点について、長谷部教授は「内閣法制局長官は内閣の法律 立法府である衆参両院が独自のチェック機能を働かせてこ 国会は、 何も内閣法制局見解に寄りかかる必要は トップを

そ、三権分立が生きてくるのではないか。それこそ、立憲主義の

趣旨にかなう立法機能といえるだろう。

ている。「文民」ではない者の意味として、「旧 憲法解釈の変更が行われたのは、 大臣その他の国務大臣は、  $\mathbb{H}$ 条項 (憲法66条2項)に関するものが唯一の例外だとし 元内 1、閣法制局長官によると、 文民でなければならない」と定めた 内閣の構成員について「内 日 本国憲法に つい 閣 て、 総

ことになる。 隊を発足させた。この時点で、 部 法解釈の変更を認める場合、 法9条について大きな憲法解釈の変更を行ったといえる。その憲 954年の憲法解釈を受け入れる論拠を示すべきである しかし、それより以前、 (GHQ) の指令により警察予備隊を創設、 変更を認めない場合、 長谷部説を採る人々は、 日本は朝鮮戦争勃発後、 憲法解釈は変わりうることを示して 自衛隊はいまだに違憲の存在という 政府は再軍備を行ったわけで、 自衛隊を合憲とす 1954年に自衛 連合軍総 司 á 憲 令 も対象にするという解釈変更を行ったのが、

例外だという。

えられる者」という条件に加え、新たに「自衛官の職にある者」

の経歴を有するものであって、

軍国主義思想に染まっていると考

陸海!

軍

の職業軍人

中

隊の存在を合憲とみているのか、

違憲とみているのか。 それでは、

その見解

法違反と判

. る

とい

いわれる。

日本の憲法学者の多数派は、

今回の安全保障関連法を憲

その人々は

自

論拠はバラバラである。学説は多数派だから正しいわけではない(E) を憲法違反とみなしている、 が分かれているのであれば、 という単純な言説は意味を持たない 憲法学者の主流派が安全保障関連

な武力行使の一体化の事案」と指摘している意見を援用したもの (望) 事態の際に弾薬の提供などが新たに盛り込まれた。 『一体化』そのものである」と、 法違反と断定することに政策上の有意性があるだろうか。 線引きがかつて行われただけの話である。 たらないかについてのグレーゾーンで、 政策論としての議論がない。 などで米軍をサポートすることがなぜ、 動は周辺事態法にもともと盛り込まれていた。 みると、 である。自分自身の仕分けに反して、今回の法律では、 だ。大森氏は周辺事態法策定の際、 輔・元内閣法制局長官が長谷部教授との対談の中で「一番典型的 による外国軍隊への後方支援で、「新たに弾薬の供与や発進準備 論に基づいて日本ができること、できないことを仕分けした人物 の航空機への給油を行いうるとしている。まさに憲法違反 長谷部教授は、 補給、 輸送、 安全保障関連法の具体的中身について、 修理及び整備など米軍に対する後方支援活 「武力行使の一 説明している。これは、 いわゆる「武力行使の一体化 内閣法制局による机 いけないのか。そこには その 体化」 経緯 新たに弾薬の提供 に当たるか当 しかし、 から 重要影 大森政 自 衛隊 0 憲

案を盛り込んだいわゆる

「芦田修正」に基づき、

自衛のための軍

る。 制局長官らは、誰も責任を取らないのである ないか。たとえ、そうした事態を招いても、憲法学者や元内閣法 の立憲システムが外部から侵食されることになってしまうのでは 招く恐れがある。そうなれば、自由と民主主義を基調とする日本 ことになれば、「力の真空」を生み出し、 を維持することにつながるだろうか。日本の防衛にスキが生じる 者の言う通り、 るべく、新たな軍事的挑発行動に乗り出すかもしれない。 防衛協力のための指針 律改正前の状態のままになる。 憲法違反と断定して、 中国やロシアは、 無為無策のまま、 自衛隊の行動範囲と防衛機能の限界点を探 (ガイドライン)は、法的裏付けを喪失す 仮に廃案になったとする。その結果、 米国の失望感を生み、新たな日米 現状維持を続けることが、 外部勢力による侵略を 護憲学 平和 法

条2項の冒頭に「前項の目的を達するため」という芦田均氏の提等の定義を侵略戦争として見直すことを提案していた。会別が法的安定性を追求して、政府・自民党側から多くの譲歩を引党が法的安定性を追求して、政府・自民党側から多くの譲歩を引党が法的安定性を追求して、政府・自民党側から多くの譲歩を引送が法的安定性を追求して、政府・自民党側からみれば、当初に構想していた内容とはずいぶん限定的になった。公明が法律であり、政治的妥協の産物である。政府・自民党側からみれば、当初に対していた。

ば、改正前よりも一歩前進である。安全保障政策上の利益にかなしかし、いずれも不採用になった。それでも法体系全体からみれこれにより、フルスペックの集団的自衛権の行使が可能となる。備が可能になったという解釈を政府が新たに採用するよう求めた。

### 8 憲法9条解釈の変遷

う法整備といえる。

がみられる。 首相も自衛権を否定する答弁を行った。これが憲法9条について として、自衛権とを否定した。 権利も認められないのは当然」(「日本国憲法原論」1948年) 吉・元東京帝大教授は「戦力が全く失われたのであるから交戦 の文字通りの解釈だった 治憲法改正案として、 憲法 9条をめぐっては、 戦前から戦後にかけて学界の重鎮だった美濃部 日本国憲法案を提案したとき、 日本の憲法学界においても見解の変遷 1946年、 政府が帝国議会に明 当時の吉  $\ddot{\mathbb{H}}$ 0 達

違憲の見解を示した。条2項の『戦力』に該当すると言わざるを得ない」という自衛隊条2項の『戦力』に該当すると言わざるを得ない」という自衛隊は9然有する権利」と自衛権を肯定しながらも、「現在の自衛隊は9これに対し、芦部信喜・元東大教授は、「独立国家であれば当

陽一・東大名誉教授は、

芦部氏同様、

自衛隊違憲論を著作で明ら

方である。憲法9条の解釈をめぐっては、同じ東大法学部内の系る。これは、従来の護憲派学者たちからはかなり踏み込んだ考えー方、長谷部教授は自衛権を肯定し、自衛隊合憲論に立ってい

統であっても解釈の変遷がみられる。長谷部教授を指導した樋

じ考え方である」と、述べている。 私は自分の著作を訂正はしない。しかし、今では長谷部教授と同私は自分の著作を訂正はしない。しかし、今では長谷部教授と同私に自分の災害派遣で活躍しており、認めてもよいのではないか。

陳述する必要があるだろう。 論を展開するためには、 最高裁判所 るのか。 の自衛隊の海外派遣は合憲か。 るのか、自衛隊は現在も違憲の存在なのか。国際協力活動のため 憲法学者は、 れているといえる。安全保障関連法を「憲法違反」と断じている 状況を受け、護憲派が主流を占める憲法学界も新たな判断を迫ら 国民の間で自衛隊に対する認知度と信頼度が高まっている世論 憲法の有権解釈はどこの機関にあるのか、 か。 1954年の自衛隊創設時の憲法解釈の変更を認め 今後の憲法改正に賛成か、 自らの立場を明確にしたうえで、 合憲だとすれば、どこまで許され 反対か。 説得力ある議 内閣法制局か、 見解を

跡調査を行うべきである

# まとめ――超党派外交の確立が急務

受けて「日米調整メカニズム」が平時から機能するかどうか、 セット防護の相互補完機能、 同訓練の拡充、日米共同警戒・監視活動、 く 建設的対応とはいえない。 項について、 行される。 クすることが立法府としての機能だろう。そのためには、 るうえで、今後の同盟管理が有効に機能するか、 新日米防衛協力のための指針 安全保障関連法はすでに成立しており、 政権担当能力を備えた責任野党として行動するべきである。 民主党など野党は、 廃止法案をまとめる構えである。 無責任な抵抗勢力にとどまるのではな さらに、 集団的自衛権にかかわる部分の (ガイドライン) 北朝鮮 2016年3月より 機密情 0 4 回 しかし、 行動面をチェッ の実効性を高め 日報の共力 Ī 0 核実験を 、これ 有、 日米共 追 ア は

国際協力分野では、南スーダンPKOで、「駆けつけ警護」の「日米物品役務相互提供協定」(ACSA)を改定する必要がある。の策定である。続いて、後方支援に関する日米間のルールであるの策定である。続いて、後方支援に関する日米間のルールである。まず、自衛隊の新そのうえで、政府には残された課題がある。まず、自衛隊の新

事前承認を与える仕組みづくりを構築することも重要だ。 与野党が防衛機密を共有し、 くべきだろう。国会法に定められている国会の秘密会を活用して、 万一の場合に備えて、自衛官の身分保障・待遇(特別手当)・名 員が発砲する場合もあれば、 よる警告射撃が武装勢力との交戦に発展する恐れもある。 重に準備と訓練を重ねる必要がある。今後、「駆けつけ警護」に 任務付与と、 (殉職した場合の遺族補償・追悼方式)について、検討してお 他国軍と宿営地協働防護が可能になるかどうか、 国会が自衛隊の活動に対して迅速に 発砲を受ける場合もある。そうした 自衛隊 慎

といえる。 危機に直面した際の政府、 間で超党派の外交・安全保障政策を確立する努力が求められる。 こうした建設的論議と憲法改正論議を進めるためにも、 国会の機能はますます重要度を増す、 与野党

### 注

- 1 mota.go.jp/mofaj/press/enzetsu/18/easo\_1130.html 麻生太郎外相演説(2006年11月30日・ホテルオークラ)http://www 2016年1月20日ア
- 2 2015年7月17日付 「読売新聞
- 3 2016年1月6日付 読売新聞政治部 「安倍官邸vs習近平」 「読売新聞 (新潮社、 2015年

4

- 吉崎智典 「現代の紛争と日本の国際平和協力活動」(「外交」Vol.34, Nov
- 長谷部恭男「憲法と平和を問いなおす」(ちくま新書、 2004年
- 樋口陽一「なぜ立憲主義を破壊しようとするのか」(世界、2013年12月号)
- (岩波書店、
- 長谷部恭男「憲法 第4版」(新世社、 2008年

高橋和之補訂「憲法第六版」

2015年

9

10

7

6

5

8

芦部信喜、

- 成立過程と現代」(放送大学叢書、 芦部憲法学とは異なる立場からの研究として、 2015年 佐藤幸治「立憲主義について
- 高橋和之「立憲主義と日本国憲法 (第3版)」(有斐閣、 2013年
- 日弁連の村越進会長談話(2015年9月19日
- 13 12 11 2015年8月2日付「読売新聞
- 井上武史「日本国憲法と立憲主義」(法律時報88巻5号、2014年5月1日)
- 16 15 14 2015年7月11日付 阪田雅裕編著 「政府の憲法解釈」 「朝日新聞」 (有斐閣、 安保法案学者アンケー 2013年
- 2015年6月19日 西修駒沢大学名誉教授、 百地章日大教授記者会見(日本記者クラブ・

17

長谷部恭男編 「検証・安保法案」(有斐閣、 2015年

19 18

- 斐閣、2015年 トJuly 2015, Number 1482)、および、長谷部恭男編「検証・安保法案」(有 長谷部恭男、 大森政輔対談 「安保諸法案が含む憲法上の諸論点」 (ジュリス
- 美濃部達吉「日本国憲法原論」(有斐閣) 1948年

20

- 21 芦部信喜、 高橋和之補訂 「憲法第六版」 (岩波書店、 2015年
- ブ・2015年7月27日 樋口陽一 「戦後70年 語る・問う」講演会における質疑応答 (日本記者クラ

22